

「入札及び契約に係る情報公表マニュアル」等の策定について

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室

こむろ みきお
小室 幹生

1 はじめに

平成13年4月に入札契約適正化法が施行されてからすでに2年が経過しているにもかかわらず、いまだ地方公共団体発注の公共工事を巡る不祥事が後を絶たない状況となっている。

そのため、国土交通省においては、入札契約適正化法に基づく措置状況調査を総務省・財務省と共同で平成14年度から継続して行うとともに、措置状況調査結果に照らし措置が必要な事項について、同法に基づく要請を行ってきたものである。

さらに、平成15年4月15日にとりまとめた「入札契約の適正化の徹底のための当面の方策について」において、立ち遅れている市町村等の地方公共団体の入札契約適正化法に基づく入札契約の適正化に向けた取り組みを促進するため、「指名理由」や「契約変更理由」等の公表に係る「実施マニュアル」、地方公共団体における第三者機関等の運営に係る基本指針、施工体制台帳を活用した施工体制のチェックの実効性の確保のための「活用マニュアル」を策定し、これらの活用を促進することにより、より具体的かつ、きめの細かい指導等を行っていくこととしたところである。

今般、「入札及び契約に係る情報公表マニュアル」「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営ガイドライン」および「施工体制

台帳等活用マニュアル」を策定したので、公共工事発注関係者等において参考とされたく、本号でまず「入札及び契約に係る情報公表マニュアル」を紹介することとし、その他のガイドライン等については別号にて紹介する予定である。

2 地方公共団体における入札・契約の適正化への取り組み状況

(1) 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況

発注見通しや入札契約情報等の公表については、入札契約適正化法により、平成13年4月から発注者に対して義務付けられているところであり、特に取り組みに立ち遅れが見られていた地方公共団体に対しては、平成14年5月・同年10月に同法の厳正な運用を文書にて求めてきているところである。

こうした要請等の効果もあって、本年10月3日にとりまとめ・公表した「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果」によると、同法により義務付けられた事項については、一定の改善は見られたところである。

特に、発注見通しの公表や入札者・落札者名、入札金額・落札金額については、市区町村も含めほとんどの発注者において公表がされており、十分な対応がされていることが明らかとなっている。

しかしながら、同時に、入札参加者に適正な見積もりを促し、談合等の防止にも効果が見込まれている入札時における工事費内訳書の提出については、これを求めている市区町村が約6割もあり、また、透明性の確保の観点から同法により義務付けられている契約変更の理由や随意契約の相手方の選定理由の公表についても約4割の市区町村が公表していない状況であることも明らかにな

ったところである。さらに、指名競争入札を行っている団体のうち約2割の団体では指名基準を策定していないということも把握されたものである。

(2) 入札契約適正化法に基づく地方公共団体への要請

このため、国土交通省としては、総務省と連名で、本年10月31日付けで、入札契約適正化法に基

表 1

入札契約適正化法に基づく要請 (H15.10.31公共工事の入札及び契約の適正化の推進について)

背景・目的

平成13年度より施行されている入札及び契約適正化法及び適正化指針により各発注者が行うこととされた事項について、平成15年10月3日にとりまとめ・公表を行った措置状況調査の結果によれば、全体としては着実に改善が進んでいると言えるものの、体制が十分に整わない市区町村を中心に、依然として対応の遅れが見られる。

このため、情報公表マニュアル等を作成し発注者の取組みを支援するとともに、昨年度に引き続き、総務省や財務省とも連携して、地方公共団体を含めた各発注者に対し、10月31日付で、更なる対策の実施を要請。

概要

1. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保
 - (1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進
 - (2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進
 - (3) 苦情等への適切な対応の推進
2. 公正な競争促進のための入札及び契約の方法の改善
 - (1) 適切な入札方式の実施及び適正な企業評価に基づく受注者選定の推進
 - (2) 入札時における工事費内訳書の提出等の促進による談合等不正な入札の防止等
3. 低入札価格調査制度の適正な実施等によるダンピング受注の防止の徹底
4. 談合に対する適切な対応による不正行為の排除の徹底
5. 適正な施工の確保
 - (1) 施工体制台帳の写しの発注者への提出の徹底
 - (2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進
 - (3) 発注者支援データベースの活用の推進
6. 電子入札の導入等の推進

づく要請を各地方公共団体あてに文書で行い、入札契約適正化法の遵守の徹底、適正化指針に照らして必要と認められる入札監視委員会等第三者機関の設置、工事の監督・検査及び工事成績評定等の強化並びに業務執行体制の充実、入札時における工事費内訳書の提出、施工体制台帳の写しの発注者への提出の徹底等を求めるとともに、これらの実施に当たっては、今般策定した各種マニュアルを参考とするよう通知したところである（表 1 参照）。

3 「入札及び契約に係る情報公表マニュアル」について

(1) マニュアル策定の目的

国土交通省と総務省においては、「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営ガイドライン」と併せて、「入札及び契約に係る情報公表マニュアル」（以下、「情報公表マニュアル」という）を策定し、去る平成15年11月12日付けで各都道府県主管部局長あてに通知した。

公共工事の入札及び契約の透明性確保のため、入札契約適正化法においては、入札者・落札者の名称や入札・落札金額、入札参加資格、指名業者名等の入札及び契約の過程に関する事項や、契約者名・契約金額その他の契約内容の公表を義務付けているところである。

いうまでもなく、入札契約の過程や契約の内容

に関する情報の公表は、透明性の確保の最も基本となるものであり、公共工事の発注者として早急に実施する責務を有しているものである。

しかしながら、平成15年度に行った入札契約適正化法に基づく措置状況調査の結果によれば、市区町村のうち法律の義務付け事項をすべて公表・措置している団体は全体の4割に過ぎず、特に「指名理由」「契約変更の理由」「随意契約理由」といった理由の公表に係る事項はいずれも1,000団体を超える市区町村が未公表となっている（図 1 参照）。

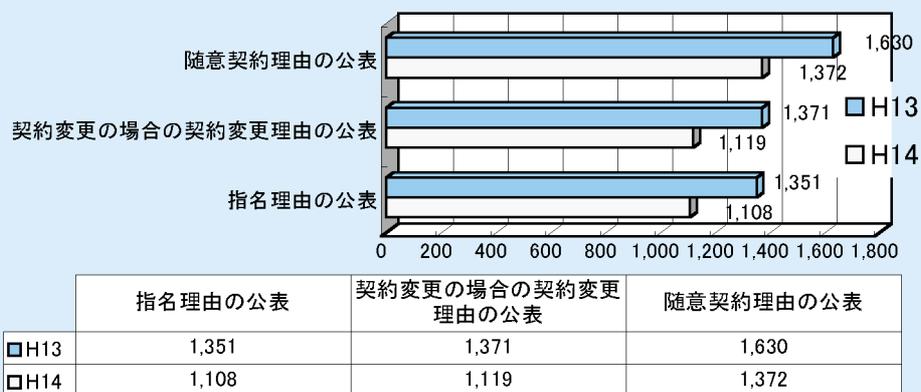
これらの事項については、決定した指名業者名や金額等をそのまま公表するものと異なり、入札・契約に関する何らかの措置・決定を行った過程を公表するものであり、これまで公表を行ってこなかった地方公共団体の担当者にとっては、いかなる記述様式を採ることが適当であるかという点について必ずしも判断が容易でないという実務上の問題が指摘されてきたところである。

このため、情報公表マニュアルにおいては、公表資料の作成に当たっての一般的な留意事項を示すとともに、各市町村における公表事例を収集し記述例集としてとりまとめたものである。

(2) マニュアルの概要

マニュアルの策定に当たっては、各地方整備局、都道府県を通じ、人口規模が比較的小さな市区町村（おおむね人口規模10万人未満）において

図 1 主な義務付け事項の未公表市区町村数



実際に作成・公表している以下の公表項目に係る事例を87市102町村から収集し、そのうち特に他の団体に参考となる事例を掲載した。

一般競争入札において入札に参加させなかった者があった場合の参加させなかった理由（入札契約適正化法施行令第7条第2項第2号関係。掲載事例団体数：3市1町）

指名競争入札における指名理由（同施行令第7条第2項第3号関係。掲載事例団体数：1市2村）

低入札価格調査により排除した場合の排除理由（同施行令第7条第2項第6号関係。掲載事例団体数：1市1町）

総合評価方式を行った理由（同施行令第7条第2項第8号イ関係。掲載事例団体数：1町）

総合評価方式により落札者を決定した場合の落札理由（同施行令第7条第2項第8号ハ、二関係。掲載事例団体数：1町）

随意契約における契約の相手方選定した理由（同施行令第7条第2項第10号関係）

- ・少額随契の場合（掲載事例団体数：1市1町1村）
- ・緊急の必要により競争入札に付することができない場合（掲載事例団体数：2市1町）
- ・競争入札に付することが不利と認められる場合（1市1町）
- ・時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みの場合（掲載事例団体数：1市2町）
- ・競争入札に付し入札者がいない場合、または再度の入札に付し落札者がいない場合（掲載事例団体数：2市1村）

金額変更を伴う契約変更をした場合の変更理由（同施行令第7条第3項関係。掲載事例団体数：2市1町）

(3) マニュアルの周知および活用の促進

国土交通省においては、本マニュアルについて、都道府県を通じて各市区町村へ周知するとともに、平成15年11月下旬から各都道府県単位で開催される市区町村担当者会議等において、地方整備局と連携をとって趣旨・内容の説明および活用の促進を図っているところである。

本マニュアルにより、各市区町村における記述様式等の実務上の課題は相当程度解決されるものと考えられる。また、本マニュアルに掲載した公表事例は、業務執行体制上の問題から公表がされていない団体においては、当該団体と同等規模あるいはより小規模な団体のものであることを鑑みれば、本マニュアルの活用により、速やかな入札契約適正化法の遵守の徹底が図られるものと期待している。

本稿で掲載した入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果等については、国土交通省ホームページで公表しているため、参考までにそれぞれのURLを掲載する。

入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/tekiseikahou/chousa/H15.htm>

入札契約適正化法に基づく要請

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/tekiseikahou/chousa/yousei.htm>

入札及び契約に係る情報公表マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/manual.htm>

施工体制台帳を活用した適正な施工体制の確保について（施工体制台帳等活用マニュアル）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/manual.htm>

地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/manual.htm>